

## 市川市談合情報対応に関する要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、市川市が入札に付そうとする、又は付した建設工事の請負、製造の請負、工事中材料の買入及び測量、調査、設計等の業務委託その他契約について、入札談合に関する情報（以下「情報」という。）があった場合における対応を迅速かつ的確に行い、入札制度の公正性を確保することを目的とする。

### (市川市公正入札調査委員会の設置等)

第2条 前条の目的を達成するため、市川市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市川市建設工事等請負業者資格審査会運営要綱（以下この条において「資格審査会運営要綱」という。）に規定する市川市建設工事等請負業者資格審査会（以下この条において「資格審査会」という。）の審査員をもって組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員長は資格審査会の会長が行い、その他委員については資格審査会運営要綱の規定を準用する。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長が不在のときは委員長から事前に指名を受けた委員が、委員（市川市副市長の事務分担に関する規則（令和2年規則第34号）第2条第1項第2号に掲げる副市長を除く。）が不在のときは当該委員が指定した職員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。
- 7 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させ、説明を求めることができる。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるときは、会議による同意を得ての決定に代えて、委員長までの決裁により決定することができる。
- 10 委員会の事務は、財政部契約課において処理する。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会が定める。

### (情報の確認)

第3条 第1条に掲げる契約の発注担当課長は、情報があった場合は、談合情報メモ（様式第1号）により取りまとめ、事務局へ電話等により速やかに通報するものとする。この場合において、情報提供者が報道機関であるときは、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。また、新聞等の報道により情報を入手した場合にも速やかに事務局に通報するものとする。

### (報 告)

第4条 事務局は、前条の通報を受けたとき又は事務局において情報を入手したときは、速やか

に談合情報報告書（様式第2号）により委員長に報告するものとする。

#### （事情聴取等）

- 第5条 委員長は、前条の報告を受けた場合において、その情報が別表第1項に定める委員会に付議するに値する情報であるときは、委員を招集し、会議において事情聴取の必要があるか否かについて審議するものとする。
- 2 委員長は、前項の会議の結果、事情聴取の必要があると決定されたときは、事務局に事情聴取をするよう指示するものとする。
- 3 事務局は、別表第2項に定めるところにより、全ての入札参加者に対し、事情聴取書（様式第3号）に基づき、事情聴取を行うものとする。
- 4 委員長は、前条の報告を受けた場合において、その情報が委員会に付議するに値しない情報又は第1項の会議の結果、事情聴取の必要がないと決定された情報である場合は、入札を執行するにあたり、全ての入札参加者に対し、誓約書（様式第4号）の提出をさせるよう入札執行者に指示するものとする。ただし、この場合において入札執行の結果、落札者が寄せられた情報どおりになったときは、委員長は、事務局に事情聴取をするよう指示するものとする。
- 5 事務局は、第2項又は前項ただし書の規定により事情聴取を行った結果を事情聴取書にまとめ、委員長へ報告するものとする。

#### （談合の事実の確認）

- 第6条 委員長は、前条第5項の規定により報告された事情聴取書に基づき、委員を招集し、会議において、談合の事実の有無について審議を行うものとする。
- 2 前項の会議の結果、談合の事実があると決定された場合において、その事実の決定が入札執行前にあつては、入札の執行を取りやめ、入札執行後であつて、契約締結前のときは、入札を無効とし、契約締結後のときは、直ちに契約を解除するものとする。
- 3 第1項の会議の結果、談合の事実がないと決定された場合において、その事実の決定が入札執行前のときは、入札執行者は、入札執行にあたり全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、誓約事項を遵守し、厳正な入札を行うことを宣告し、入札執行後、談合の事実があると認められた場合は、入札を無効とする旨の警告をし、同時に別表第3項に定めるところにより、内訳書のチェックを行うものとする。

#### （公正取引委員会及び千葉県警察への通報）

- 第7条 委員長は、第5条第2項の規定により事情聴取を行う情報については、事情聴取を行う必要があると決定されたとき又は当該情報に関する調査が終了したときは速やかに、談合情報報告書、事情聴取書及び入札執行後にあつては入札書等その他の関係書類を添えて、談合情報に関連する資料の送付書（様式第5号）により、公正取引委員会及び千葉県警察へ通報するものとする。
- 2 委員長は、第5条第4項ただし書の規定より事情聴取を行う場合は、事情聴取を行ったときは速やかに、談合情報報告書、事情聴取書及び入札書等その他の関係書類を添えて、談合情報に関連する資料の送付書により、公正取引委員会及び千葉県警察へ通報するものとする。

(市長への報告)

第8条 委員長は、市長に対し情報の対応策、契約解除その他の必要な報告を適宜行うものとする。

附 則

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別 表

1 「委員会に付議するに値する情報」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 情報提供者の氏名・連絡先及び対象案件名・落札予定者（JVの場合は、代表者名でも可。以下同じ。）が特定できる場合
- (2) 情報提供者又は直接発注機関に通報する者が匿名であっても、対象案件及び落札予定者が特定でき、かつ、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合
  - ア 談合に関与した者の名前が明らかであること。
  - イ 談合が行われた日・場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。
  - ウ 設計金額に極めて近い落札予定金額を示していること。
  - エ その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること。

2 事情聴取の方法

- (1) 全ての入札参加者に対して1者ずつ面談室等に呼び出し、事情聴取を速やかに行うこと。
- (2) 事情聴取は、委員長が指名した複数の職員により行うこと。
- (3) 事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して入札日の前日において行うか、又は入札開始時刻の繰り下げ等により入札を延期した上で行うこと。
- (4) 聴取結果については、事情聴取書を作成すること。

3 内訳書の審査

- (1) 内訳書の提示に当たっては、入札に際し、積算担当者が立ち会い、第1回目の入札において、全ての入札参加者が入札書を入札箱に投入した後、開札前において、積算担当者が、談合の形跡がないかを入念にチェックする。
- (2) 内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札の執行を取りやめるものとする。

## 談合情報メモ

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分		
対象案件名			
発注担当課			
入札(予定)日			
情報提供者	会社名		
	役職名		
	氏名等		
	連絡先	(住所) (Tel) (Fax)	
情報手段	・電話                      ・書面                      ・面接                      ・報道		
情報内容	談合者	参加者	
		首謀者	
		落札予定者	
	談合経過		
	談合結果		
	その他		
応答者 所属・職・氏名	課 職名	氏名	内線

## 談合情報報告書

年 月 日

公正入札調査委員会委員長

契約課長

情報を受けた日時	年 月 日 ( ) 時 分
案 件 名	
発 注 担 当 課	
入 札 ( 予 定 ) 日	
情 報 提 供 者	①報道機関名 ②その他 (会社名等) ③役職名 ④氏名等 ⑤連絡先 (住所等) (T e l)
情 報 手 段	・電話      ・書面      ・面接      ・報道
情 報 内 容	
応答者所属・職・氏名	内線

- ※1 情報が書面等の場合は、写しを添付すること。  
 2 その他参考となる資料があれば添付すること。

## 事 情 聴 取 書

案 件 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者職・氏名

日 時

場 所

質 問	聴 取 内 容
1 本件の入札に先立ち、すでに落札者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2 本件について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか	
3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか。	
4 その他必要事項	

# 誓 約 書

年 月 日

市 川 市 長

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

今般の下記案件の競争入札に関し、入札公告又は入札通知書の入札の取りやめ等の規定に抵触する行為を行っていないことを誓約するとともに、今後とも法令等を遵守し、入札の公正を害するような行為をしないことを誓約し、落札後、当該案件に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議はありません。

## 記

1 案 件 名

2 工 事 ( 施 行 ) 場 所

様式第5号

市川第 号  
年 月 日

公正取引委員会事務総局  
様  
千葉県警察 警察署  
様

市川市長 ⑩

## 談合情報に関する資料の送付書

市川市発注の（件 名）の入札について、談合情報に関する資料を別添のとおり送付いたします。

（関連資料）

- 1 談合情報報告書（写し）
- 2 事情聴取書（写し）
- 3 誓約書（写し）
- 4 入札書（写し）
- 5 その他資料（写し）

# 談合情報対応フロー

